



中日経済交流の新たなチャンス 一危を機に一

中華人民共和国駐名古屋総領事 劉曉軍



今年10月1日に、中華人民共和国は成立71周年を迎えます。また今年是中国駐名古屋総領事館設立15周年の節目の年でもあります。この場をお借りし

て、長きに渡り、東海日中貿易センターおよび会員企業の皆様のご支援とご協力に、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が全世界に蔓延し、人類に未曾有の深刻な挑戦を与える特殊な時期に、中日友好の意義を再確認できました。コロナ禍において、双方は迅速に動き出し、マスクの寄贈や応援のメッセージなど、国境を越えた助け合いが両国国民の心を暖め、中日友好史上に新たな美談を加え、信頼関係が一層深まりました。

現在、感染拡大防止と経済回復とのバランスをいかに取るかはどの国も直面する課題です。中国は3月から感染拡大を全面的に抑え込み、生産活動の再開を推し進め、第二四半期に国内総生産はプラス成長に転じました。中国経済は国内の大きな循環を主体としつつ、国内と国際の2つの循環が相互に促進し合う新たな発展局面を加速的に形成しております。データによると、中国8月の社会消費財小売総額が前年同期比0.5%増となり、今年初めてマイナスからプラスに転じたと発表しました。世界の経済と貿易が回復してきたところ、8月の中国の輸出額は前年同期比11.6%増加し、新型コロナウイルス感染症の発生以来の記録を更新しました。中国の産業チェーンとサプライチェーンは感染症の中で試練をくぐり抜けました。

今年に入ってから、「外商投資法」とその実施条例が正式に施行され、中国商務部はビジネス分野での

外資系企業の設立および変更についての審査・登録を全面的に取り消し、ネガティブリストの項目を大幅に削減しました。2020年1-8月には、全国の実行ベース外資導入額が前年同期比2.6%増加しました。今後は引き続き外資系企業の投資を奨励する範囲を拡大し、より多くの外資系企業が中国の市場と中国のチャンスを共有するようにします。中国市場の活力を見込み、日本のロフトや蔦屋書店など、コロナ禍の中でも中国進出を果たした海外大手企業が後を絶ちません。今年11月開催予定の第三回中国国際輸入博覧会への出展が決まった企業も6月までに1,400社を突破しました。

長い目で見れば、経済のグローバル化は依然として歴史的な流れであり、各国が分業、協力を通して互惠、ウインウインを図っていくのは長期的な趨勢です。中日両国は、共に世界の主要エコノミーであり、お互いに重要な経済貿易パートナーでもあります。また、両国は第三国市場、イノベーション、多国間貿易体制の維持などの分野でも協力しています。中国は日本と共に両国の共通認識をしっかりと実行し、新たな時代の要求に適した中日関係の構築を推し進め、「危機」を「チャンス」に変え、感染対策と経済発展をめぐる協力を深化させることを望んでいます。

今後日本中部各界と力を合わせ、地方交流、経済連携、文化促進、人的往来等を全面的に推し進めていく所存です。一日も早くコロナ禍が終息し、再び皆様と同じ空間で懇談できることを期待しております。

最後に、中日友好交流と実務協力の更なるご発展と、貴センター及び会員企業の皆様の益々のご活躍を心より祈念しまして、引き続き倍旧のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

目次

中日経済交流の新たなチャンス 一危を機に一	1
withコロナの会員動向	2
【寄稿】北京・LINDAの知財権便り	5
【寄稿】新リース基準の導入が迫っています!	7
10月以降の行事案内	9
中国で開催される主な見本市のご案内	9

滄州デスクNEWS	10
蕭山デスクNEWS	11
常州デスクNEWS	12
揚州デスクNEWS	13
江門デスクNEWS	14
中国短信	15
中国経済データ	17

withコロナの会員動向

当地域でもコロナ感染拡大が終息の兆しが一向に見えず、当センター事務局では訪問・来訪での相談を自粛せざるを得ない中で、往訪活動の一環として6月から8月にかけて一部の会員の皆様に電話で近況をうかがい、共通する主な問題点をまとめました。

日本人駐在者の帰任問題

中国では1月下旬から2月中旬にかけてコロナの感染がピークに達していたため、春節休暇(1月24日～30日)に合わせて日本に一時帰国していた駐在者は中国への帰任を躊躇せざるを得ない状況に置かれました。その後、中国では水際対策として入国規制が段階的に強化され、3月28日以降には外国人の入国に対してビザを取得し直すよう決定されたことで、駐在者の帰任が一時的に絶たれる事態が発生しました。

この問題は当センターにも相談が多く寄せられ、会員に電話をする中でも意識的にこの問題をお聞きし、集計の結果、右表となりました。

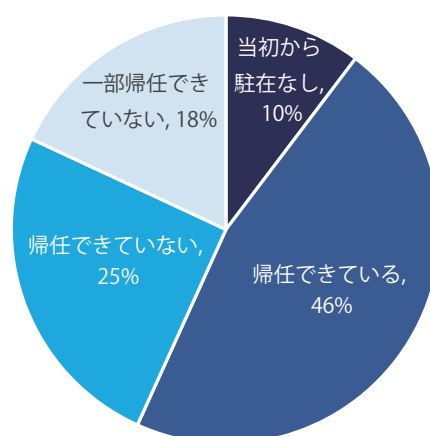
「帰任できていない」または「一部帰任できていない」と回答した会員は155社のうち67社に上り、全体の43%を占めました(後述する交代要員が赴任できていない問題を含まず)。

回答「帰任できていない」は一人も帰任できていないことを指し、当初から駐在者を1名または2名の少人数に絞っており、駐在者1名のうち1名(多くは総経理)が帰任できていないケースが大半を占め、中には2名中2名とも帰任できていないケースもありました。

回答「一部帰任できていない」の前提として、当初から複数名を駐在させていることがあります。その内訳を見ると、10人中1人2人が帰任できていない例から10人中8名9人が帰任できていない例など、深刻度に大きな差が見られました。総経理のみ帰任できていないケースもあれば、逆に総経理以外全員帰任できていないケースもありました。普段であれば日本人駐在者が複数人いるところ、今年は総経理または副総経理に一人で奮闘してもらっているが、

駐在者の帰任に関する質問結果

回答区分	社数
当初から駐在なし	16
帰任できている	72
帰任できていない	39
一部帰任できていない	28
計	155



集計方法:

6月から8月にかけて会員226社のうち138社に任意に電話し把握できた分と、これとは別に相談を受けている分を合算。中国に拠点がない企業、未確認の企業は除外。

営業や品質管理にまで手が回っていないといった、人員体制が整っていない中で何とかやり繰りされているケースも複数確認されました。

回答「当初から駐在なし」は、現地採用の中国人または日本人に現法の経営を任せ、日本からは駐在者を派遣せず、出張による関与や支援に留めているケースを指します。

回答「帰任できている」は、赴任すべき人は全て赴任できているケースを指します。これには春節時の日本への一時帰国後も中国側の入国規制が始まる前に帰任できたケースに加え、春節休暇に日本に一時帰国せずに中国に滞在を続けたケースも含まれます。

中国では武漢市が1月23日にロックダウンを始めたのを皮切りに、春節休暇明けの前後に、ロックダウンが各地に急拡大したため、この頃、帰任された方の中には何事もなく帰任できた方がいた一方、突

如14日間隔離(自宅代わりのホテルまたはマンション、もしくは当局指定ホテルでの隔離)された方も少なくありませんでした。

ただし、コロナ禍において中国が日本より経済の復調が早かったこともあり、日本本社の中国現法に対する期待感が高く、「帰任できている」と回答があった会員からは「隔離や操業再開などで大変だったと思うが、中国に早く戻ってもらって結果的に良かった」「帰国せずに中国に留まってもらって助かった」といった声が聞かれました。

中国への渡航に関する主な出来事

月 日	主な出来事
1 月23日	武漢市でロックダウン以降、隔離が中国全土に拡大
1 月26日	1 月24日～30日までの春節休暇を2月2日まで延長 ※その後、各省で更に延長
3 月4日	ビザの新規発給を停止
3 月10日	日本人の短期滞在(15日以内)に対するノービザ入国を禁止
3 月28日	ノービザ入国を一律禁止 駐在者にもビザ取得を義務化 ビザ申請に省級政府が発行するインビテーション(実質的な許可証)の提出を義務化 ※以降、飛行機の減便相次ぐ
8 月22日	駐在者(外国人居留許可証の保有者)によるビザ申請の条件を緩和(インビテーションが不要となる) ※その後、ビザ申請が殺到
9 月25日	渡航前のPCR検査を義務化
9 月28日	駐在者のノービザ入国を再開

但し「当初から駐在なし」「帰任できている」と回答があった会員(全体の57%)でも、問題が全くないと答えた会員はほんの一握りで、やはり日本と中国で往來ができない中で、次のような問題が聞かれました。

新規の製品や設備・ラインの立ち上げが現在の駐在者やローカルスタッフだけでは足りないの日本から支援者を出したいがそれができない、本来は中国へ出張してやるべき監査ができていない、ウェブのやり取りだけでは品質管理が徹底できていないのか不安が残るなど、出張できずに業務に支障が出ているとの声が少なくありませんでした。

また交代要員が赴任できず、本来は任期満了で日

本に戻ってくるはずだった駐在者が期間を延長してやり繰りしているケースも目立ちました。

家族帯同の駐在者において、本人は中国に帰任できたが、家族が日本に一時帰国したままで、離れ離れになってしまったり、子女が日本にいるため、中国の学校に通えない状態に置かれている例もあり、問題が広範囲に及ぶことも浮かび上がってきました。

話を「帰任できていない」または「一部帰任できていない」と回答した会員に戻すと、こうした会員からお聞きした対応策は主に次の2点でした。

＜入国規制の影響を受けた会員の主な対応策＞

- ①ビザ申請に必要なインビテーションの発行を現地政府に申請
- ②ウェブ会議(テレビ会議)の活用を含め、現地とのコミュニケーションを強化

このうち①のインビテーションについては、4月から7月にかけて事務局に最も多く寄せられた相談案件でした。我々事務局では現地政府の申請窓口や発行状況を確認する業務を毎日行っておりましたが、申請窓口すら決まっていない地方政府があったり、申請から3カ月以上待たされているケースがあるなど、悶々としながら会員の皆様との情報のやり取りが続きました。

特異な対応策として、(いつ発行されるか時間が読めない)インビテーションがなくても中国に渡航できる、日本本社の中国籍社員を日本人に代わり赴任してもらうことに決めた会員もありました。

8月22日以降、駐在者であればビザの申請にインビテーションの提出の必要がなくなり、ビザの問題はようやく落ち着くかに見えましたが、ビザ申請が殺到したことに加え、9月からは申請書式が変更されたことで、混乱に拍車がかかりました。9月28日には外国人居留許可証を持つ駐在者に対してノービザでの入国が再開されましたので、本誌が皆様のお手元に届いている頃には、事態が終息していることが望まれます。

9月25日以降、中国に渡航する前にPCR検査を受け、中国入国時に陰性証明書を提出することが義務化されていますが、8月の時点でもこの動きに先回りして予防線を張るため、中国に帰任予定の社員に対して、予約できた中国行き航空便の出発日に合わせてPCR検査を受けさせている会員企業もありまし

た。同社からは日本渡航医学会が発表している『「ビジネス渡航者向けのPCR検査および証明書発行」協力医療施設リスト』から検査の予約をする上で「リストにある医療機関の中には準備中のところもあるので注意が必要」「一般外来に合わせて検査しているところでは渡航日に合わせて検査するといった配慮に欠けるので、専門の渡航外来を設けているところを選んだ方が良い」などノウハウも教えていただきました。

日本本社の中国人社員の中国駐在問題

以上は日本から中国への渡航規制に関する問題ですが、その逆に中国から日本への渡航規制に関する問題も起きています。

日本本社の中国人社員が中国に駐在している会員の中には「日本の永住者の再入国許可の有効期間が過ぎてしまった」「日本の在留資格の在留期限が過ぎてしまった」との相談も寄せられました。なお、前者の問題は6月29日以降に駐在地の日本国大使館・総領事館で最長1年の期限の延長ができるようになって当面の問題は解消されました。但し、後者の問題については申請人本人が日本にいないければ更新(在留期間更新許可申請)ができないため、次回日本に入国する前に在留資格の取り直しが必要となります。将来的に日本での永住を希望する在日中国人においては、在留資格が「更新」ではなく「取り直し」となることで、永住許可の条件(10年以上本邦滞在していること)を満たさなくなる恐れがあると懸念されています。

足元の景気

会員各社の業種は様々ですが、コロナによる業績への影響は程度に差こそあれ全般的に受けている印象でした。

中国国内販売を行っている会員の方々に中国と日本を比べてもらったところ、「中国は1-3月がかなり厳しかったが、4月以降の回復は早く、今は日本の方が悪い」と答えた方が多く、中国内需はかなり回復してきているようでした。

一方、衣料品などをはじめ、中国の拠点から日本や欧米への輸出が多い企業からは「中国での生産が正常に戻った途端に世界的な需要低迷があつて、作るのが大変だった時期から売るのが大変な時期になってきた」と、コロナの世界的な感染拡大が影を

落としているように見られました。「今回のコロナショックはリーマンショックよりも長引くのではないか」との懸念も聞かれました。

物流面では、中国国内のロックダウン及びそれに伴う春節明けの労働者の現場復帰の遅れの影響で、一時的な混乱があったものの、3・4月以降は安定していると回答があったところがほとんどでした。但し、物流業の会員からは個人消費や設備投資の低迷に伴い、輸出や輸入の物量そのものが減っているため、「景気回復までは当面辛抱するしかない」との声が上がっていました。

中国内需に話を戻し、業種別で見ると、機械関連の景気は用途(業種)や最終製品の仕向け地によってかなり差があり、この分野では米中貿易摩擦が直接的・間接的に影響しているように思われました。中国が米国依存を下げるため、国産化を急いでいる結果、特需がある分野(半導体、液晶ディスプレイなど)もあれば、米国の輸入規制を警戒して設備投資の低迷が続いている分野もありました。

また中国政府が景気対策として公共事業(固定資産投資)を拡大している結果、建機や鉄道関連では受注が増加しているとの話もありましたが、その継続性については疑問視する意見も出ていました。

自動車関連は日系自動車メーカーの中国での販売が堅調であることを背景に概ね悪くないようでした。但し、欧米系や中国ローカル系の自動車メーカー向けの販売比率が高い部品メーカーでは「日系向けで何とかなっている」といった厳しい声も聞こえてきました。

コロナによる新たな需要としては、医療機器、医療用品にまつわるものが複数社で確認され、「本業で凹んだ売上を医療関連でだいぶ補えている」といったコメントもありました。また中国でも外食産業でテイクアウトに拍車がかかったことから食品容器が例年以上に伸びているとの話もありました。

最後に

電話で対応いただいた方の役職は様々ですが、経営者の方ほど業績が厳しい中でも一様に明るく、中には「いまは変革のチャンスだ」と前向きな発言もあり、我々事務局も大いに励まされました。

ご多忙にも関わらずご対応いただいた会員の皆様、ありがとうございました。

北京・LINDAの知財権便り

～中国知的財産権・上半期の主要統計データ～

北京林達劉知識産権代理事務所
代表取締役 弁護士・弁理士 魏 啓学
社長 弁理士 劉 新宇

中国国家知識産権局2020年上半期の統計データを発表

中国国家知識産権局は7月9日に行われた第3四半期の定例発表会で、2020年上半期の主な統計データ及び関連状況を発表した。

I. 主な統計データ

2020年上半期、中国知的財産権の主要指標は予期した目標に合致し、中国の知的財産権事業は安定的に発展している。

1. 特許に関して

2020年上半期の中国発明特許の出願件数は68.3万件で、登録件数は21.7万件である。そのうち、国内発明特許の登録件数は17.6万件である。登録された国内特許のうち、職務発明は16.9万件で、96.0%を占め、非職務発明は0.7万件で、4.0%を占めている。2020年上半期、中国国内出願人(香港、マカオ、台湾を除く)による発明特許登録件数ランキングトップ3順位で、華為技術有限公司は2,772件、OPPO広東移動通信有限公司は1,925件、京東方科技集团股份有限公司は1,432件である。

2020年6月末までの中国国内(香港、マカオ、台湾を除く)の発明特許保有件数は199.6万件で、1万人当たりの発明特許保有件数は14.3件に達している。2020年上半期、中国国内の1万人当たりの発明特許保有件数省別ランキングトップ3順位で、北京市は141.5件、上海市は56.1件、江蘇省は31.9件である。

2020年上半期、PCT出願の受理件数は同期比22.6%増の2.95万件である。そのうち、中国出願人

によるPCT出願の受理件数は同期比20.7%増の2.68万件である。2020年上半期、PCT出願の受理件数省別ランキングトップ3順位で、広東省は1.09万件、北京市は0.38万件、江蘇省は0.33万件である。

2020年上半期、特許不服審判請求の受理件数は2.62万件で、結審事件の件数は2.57万件である。無効審判請求の受理件数は0.26万件で、審決を下されたのは0.43万件である。

2020年上半期、中国発明特許の審査期間は20.3ヶ月で、高価値発明特許の審査期間は15.2ヶ月で、実用新案の審査期間は6.4ヶ月で、意匠の審査期間は3.2ヶ月である。

2. 商標に関して

2020年上半期の中国商標出願件数は428.4万件で、商標登録件数は262.9万件である。2020年6月末までの中国有効な商標登録件数は2741.4万件である。

2020年上半期の中国出願人のマドリッド・プロトコルによる国際登録の出願件数は同期比36.0%増の3,875件である。2020年6月末まで、中国

出願人のマドリッド・プロトコルによる国際登録の有効件数は4.1万件である。

2020年上半期、各種類の商標審判事件は16.6万件を受理され、審決を下されたのは19.2万件である。商標登録の平均審査期間は安定的に4.5ヶ月以内に収められた。

3. 地理的表示に関して

2020年上半期、地理的表示商品の専用マークの使用を許可された企業は322社で、承認された地理的表示の登録件数は364件である。2020年6月末まで、承認された地理的表示商品の登録件数は累計

で2,385件で、地理的表示商品の専用マークの使用を許可された企業は累計で8,811社で、地理的表示商品の登録件数は累計で5,682件である。

4. 集積回路の回路配置に関して

2020年上半期、集積回路の回路配置の登記申請は同期比78.2%増の5,176件で、登記件数は同期比111.6%増の5,262件である。

5. 知的財産権の保護及び運用に関して

2020年上半期、中国各省の特許権侵害紛争行政裁決事件の合計件数は5,320件である。中国における特許、商標の質権設定融資額は同期比45%増の853億元で、質権設定融資項目件数は同期比52%増の4,678件である。そのうち、特許の質権設定融資額は同期比61%増の651億元で、質権設定融資項目件数は同期比54%増の4,171件で、商標の質権設定融資額は同期比8.8%増の202億元で、質権設定融資項目件数は同期比34%増の507件である。

II. 2020年上半期の統計データの特徴

1. 中国における特許出願と商標出願はともに安定的である。

2020年上半期、中国における発明特許、実用新案、意匠の出願件数は219.5万件で、商標の出願件数は471.0万件である。特許、商標の出願は全体的に安定的であることから、中国の市場主体は新型コロナウイルスの影響を積極的に対応し、業務・生産復興への推進を加速していることが明らかに分かる。

2. 中国国内企業が出願の主体となっている。

2020年上半期、中国出願人のうち、企業は同期比3.2万社増の22.9万社である。中国国内企業による発明特許の出願件数は同期比12.0%増の40.4万件である。国内発明特許の出願のうち、企業による出願が占める割合は去年より3.2%増の66.6%であることから、中国国内企業が出願の主体となっていることが明らかに分かる。

3. 地理的表示商品の専用マークの使用規模が徐々に拡大している。

2020年上半期、地理的表示商品の専用マークの

使用を許可された企業は322社で、前年同期の116社より明らかに増加したことから、地理的特徴が顕著で、人文的特色が鮮明で、品質的特性が際立つ地理的表示への保護を強化することで、地理的表示の件数は着実に成長し、地理的表示商品の専用マークを使用する市場主体の数量が絶えず増加し、使用規模が徐々に拡大していることが分かる。

4. 市場主体の海外における知財ポートフォリオが着実に発展している。

2020年上半期、中国国家知識産権局が受理した中国国内出願人によるPCT出願の件数は同期比20.7%増の2.68万件で、国内出願人のマドリッド・プロトコルによる国際登録の出願件数は同期比36.0%増の3,875件であり、いずれも急速な成長を維持していることから、中国の市場主体の海外における知財ポートフォリオに関する意識は絶えず強化され、知財ポートフォリオの構築は着実に進んでいることが分かる。2.中国国内企業が出願の主体となっている。

2020年上半期、中国出願人のうち、企業は同期比3.2万社増の22.9万社である。中国国内企業による発明特許の出願件数は同期比12.0%増の40.4万件である。国内発明特許の出願のうち、企業による出願が占める割合は去年より3.2%増の66.6%であることから、中国国内企業が出願の主体となっていることが明らかに分かる。

<執筆者プロフィール>

中国弁護士・弁理士 魏 啓学

1979年から、商標法、特許法、技術契約法、著作権法、ソフトウェア保護条例、技術導入契約管理条例、弁理士条例などの法令の立法及び改正作業に参加してきた。数十年来、特許と商標の出願の他、数多くの侵害訴訟事件及び行政ルートによる模倣品摘発事件を担当、そのうち非常に有名な事件も数多くある。



中国弁理士 劉 新宇

横浜国立大学工学博士の出身で、2003年8月、北京林達劉知識産権代理事務所を起業した。ここ数十年、日本の「知財管理」、「特許研究」、「特許ニュース」、「AIPPI」、「知財おらずむ」などにおいて、中国特許制度、中日知的財産制度などの論文40篇以上発表した。現在、林達劉の運営と管理、マーケットと顧客の管理を担当。



新リース基準の導入が迫っています！

—新リース基準の適用開始に伴う会計処理変更について—

キャストコンサルティング(株) 監査役 孟 耶
秦 小鎖

2016年1月に国際会計基準審議会(IASB)は、国際財務報告基準(以下「IFRS」といいます。)第16号「リース」を公表し、2019年より適用が開始されていますが、その公表を受けて、中国の財政部も2018年12月に、「企業会計準則第21号—リース」を公布し、中国国内及び国外ともに上場している企業、及び中国国外で上場し、かつ、IFRSまたは企業会計準則【1】を適用する企業については、2019年より適用開始し、その他の企業会計準則を実施する企業については、2021年より適用開始することになっています。

ここでは、リース基準導入の背景、及び新リース基準の適用開始に伴い、どのような会計処理変更が必要となるかについて解説いたします。

一、リース基準導入の背景

現行のリース取引については、解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が見積現金購入価額のおおむね90%以上、または解約不能のリース期間におけるリース資産の経済的耐用年数がおおむね75%以上である場合など、借手手が実質的にリース資産の報酬及びリスクを負担している場合は、ファイナンスリースとして処理されます。

その場合、法的にはリース契約であっても、売買処理に準じて当該リース資産は借手手の資産として、未払リース料は負債として貸借対照表に計上されます。また、リース資産は、減価償却を通

じて一定の期間にわたって費用計上されます。これは、リースという法的形式よりも、実質重視の原則により、経済的実態をより適正に反映するためです。

一方、ファイナンスリース以外のリースは、オペレーティングリースであり、リース資産は借手手の貸借対照表には計上されず、リース料の支払いにより費用計上されます。

上述のとおり、ファイナンスリースか、またはオペレーティングリースかによって、リース料の会計処理が異なりますが、リース料が貸借対照表にオンバランスされることにより、総資産及び総負債が増加し、各種財務比率や業績評価指標に影響を及ぼす可能性があり、借入金の財務制限条項への影響等が想定されます。したがって、リースの借手手としては、オペレーティングリースを選好する傾向があります。

このように従来のファイナンスリースとオペレーティングリースはそれぞれ異なる会計処理を行うため、意図した会計上の結果を得ることを目的として、リース取引スキームを決定することも可能だといえます。そのため、リース取引にかかる会計処理の相違によって企業間の比較可能性を損なう可能性があります。

また、オペレーティングリースであっても、その取引が解約不能であるならば、リース契約の締結の結果としてリース料の支払義務を免れることはできないため、リース負債を計上すべきであり、

1 中国企業会計基準には、旧準則と呼ばれる企業会計制度、及び新準則と呼ばれる企業会計準則は併存していますが、新準則はIFRSに近い会計準則であり、上場会社及び国有企業に強制適用されます。一方外商投資企業については、旧準則及び新準則が選択適用であり、新企業会計準則が公布される2006年前に設立された外商投資企業は、旧準則を維持したままの企業は少なくありません。

計上しなければ、会社の財政状況を適正に反映することができない恐れがあります。

以上のような現行リース基準の上記の問題点を解決するために、新リース準則においては、短期リース及び少額リースを除き、原則すべてのリースを財務諸表にオンバランスしなければならないことになりました。

二、新リース準則の影響

具体的には、将来のリース期間に支払う予定のリース料を現在価値に割引いた金額を使用権資産及びリース負債として貸借対照表に計上してオンバランスさせます。

この会計処理は、従来のオペレーティング・リースを含むすべてのリースに適用されるため、オフィス・出向者住宅・物流センター等の賃貸不動産についてもオンバランスしなければいけない点に注意が必要です。

ただし、リース期間が12ヶ月を超えない短期リース、リース対象資産が少額のリースは重要性原則により、貸借対照表に計上せず、賃貸借処理が認められます。

オンバランス処理は各種財務比率や業績評価指標に不利な影響を及ぼす可能性があることに加え、リース資産の現在価値評価等も含め面倒な会計処理が必要であるため、経営陣または経理担当としては、短期リースまたは少額リースとして賃貸借処理の方が処理が簡便であることから、リース契約期間について、短期リースの要件である12ヶ月以下を満たすように調整するようなケースも実務上多く見受けられます。

しかし、契約書上のリース期間が1年以内であっても、リース期間の延長が可能で、延長することに合理性がある場合には、短期リースと認められない可能性がありますので、注意が必要です。

また、「少額リース」については、金額的具体的な基準はありませんが、IFRS第16号においては少額の目安として5,000USドルとの説明があります。「企業会計準則第21号—リース」においても金額基準は設けられていませんが、2019年公布のガイドラインの設例では40,000元とされていますので、IFRSの5,000ドルの目安とほぼ一致しています。

上記目安金額については、資産の絶対的価値で

あり、借手の規模、性質その他の状況の影響を受けません。また、リース契約の原資産が中古品でも、新品の価値で判定することになっています。

三、会社の対応

2020年末までに開始したリース契約については、原則として遡及修正することになりますが、遡及修正しない場合は過去の累積影響額を2021年期首に反映しなければならず、いずれにしても一定の会計処理が必要です。

ただし、適用開始年度の期首から12か月内に完了するリースを、短期リースとして処理するなど、一部の処理は簡便化することも認められています。

いずれにしても、上記会計処理に当たっては一定の会計知識と経験が必要となります。現在、実行中のリース契約を、リース期間、優先購入権の有無、リース額などの項目に基づいて整理し、早めに専門家、監査法人等にご相談されるなどの対応が必要です。

<執筆者プロフィール>

孟 耶 (永田 麻耶) NAGATA Maya

中国登録会計士、香港会計士試験合格、中国司法試験合格

キャストコンサルティング(株) 監査役

上海復旦大学外国語文学部卒業後、上海錦江グループ日本部で勤務後、日本留学、京都大学経済学部卒業後、日本の会計事務所勤務を経て、2004年よりキャストコンサルティング（上海）有限公司で勤務。

主として日系外資企業の法定監査業務を担当、MA案件にかかる財務DD調査、税務・税関問題にも精通。日本語堪能、英語もビジネスレベル。



秦 小鎖 (Roger)

中国登録会計士、中国司法試験合格

1998年 上海财经大学資産評価学部卒業後、1998年上海上会会計事務所、2007年香港梁学謙会計事務所（PKF HK）上海分所を経て、2008年キャストコンサルティング（上海）有限公司入社。

主として中国でのM&A案件におけるDD、評価業務に従事、特に中国での企業評価については深い知見を有する。また、日系企業への税務アドバイス、税務税関紛争案件処理も得意とする。



10月以降の行事案内

主催セミナー

「新型コロナウイルス発生後の中国ビジネス」

日 時：10月14日(水)15:00～17:00

会 場：オンライン開催

講 師：金藤力 弁護士法人キャストグローバル
大阪事務所代表
弁護士・中小企業診断士

参 加：70名(先着順)会員無料

共催セミナー

「中国税関規制の最新動向と外資企業としての対策」 ～米中貿易戦及び中国輸出規制法の最新動向を 踏まえて～ (仮称)

日 時：10月29日(木)14:00～16:00

会 場：オンライン開催

講 師：劉新宇 金杜法律事務所 中国弁護士
中国人民大学税関・
外貨法研究所共同所長

参 加：100名(先着順)会員無料

後援行事

「コロナ禍で日中関係はどう変わるか」 ～米中対立を見すえて～

日 時：10月24日(土)14:00～16:30

会 場：中統奨学館ビル4階

参 加：定員40名 一般 1,000円

主 催：東海日中関係学会

後援行事

「メッセナゴヤ2020オンライン」

日 時：11月16日(月)～12月11日(金)

会 場：オンライン開催

参 加：無料

主 催：メッセナゴヤ実行委員会

後援行事

「日中ビジネスセミナー」

米中貿易戦争とポストコロナ「デカップリングと 中国ビジネス」～正しい分析、正しい理解、 正しい予測を可能にする方法とは？～

日 時：第1部11月18日(水)13:00～17:00

第2部11月25日(水)13:00～17:00

会 場：オンライン開催

講 師：三瀧正道 麗澤大学名誉教授

参 加：東海日中貿易センター会員無料

主 催：(株)グローヴァ

後援行事

愛知県・江蘇省友好提携40周年記念

「愛・地球発 二胡のふるさと 第15回 桜二胡音楽会2020」 ～風月同天 紅葉の調べ～

日 時：11月29日(日)15:00開演予定

会 場：名古屋市公会堂

主 催：NPOチャン・ビン二胡演奏団

中国で開催される主な見本市のご案内

<第128回広州交易会>

中国最大の見本市である広州交易会(正式名:中国輸出入商品交易会)は、新型コロナウイルスの影響により、前回第127回(春季)にオンライン形式で開催され、今回第128回(秋季)も引き続きオンライン形式で10月15日(木)から24日(土)に開催されます。

公式ウェブサイト:<https://www.cantonfair.org.cn/>

<第3回中国国際輸入博覧会>

今年で3回目を迎える、中国国際輸入博覧会が、11月5日(木)から10日(火)に国家会展中心(上海)にて開催されます。同博覧会はオンライン形式ではなく、実際に会場で展示商談が行われる予定です。

公式ウェブサイト:<https://www.ciie.org/zbh/index.html>



滄州市で日本の地方自治体との交流 会を開催

8月27日、日本との交流を更に拡大させるため「滄州市と日本地方駐中国事務所代表都市宣伝推薦会」が滄州市内のホテルにて開催された。この交流会は、河北省人民対外友好協会がその協力組織である一般財団法人日本自治体国際化協会北京事務所を通じ、中国国内にある日本の地方自治体代表事務所の代表を招いた。参加された地方自治体は、愛知、長野、茨城、神奈川、新潟、福岡、熊本で、日本大使館からも参事官らが参加した。交流会では、梅世彤・滄州市市長が滄州市の経済発展状況を紹介し、日本の自治体代表がそれぞれの紹介を行った。続いて滄州市対日招商中心の尹広軍主任が滄州市の優れた投資環境や日本との交流実績等について参加者へ紹介した。



滄州市の投資環境を紹介する尹主任

滄州市は渤海沿岸の重要な港湾都市であり、京津冀共同発展戦略、雄安新区建設、一帯一路等国家戦略におけるビジネスチャンスに恵まれた都市で、現在日本からは22社が投資している。

自動運転タクシーの実験運用を開始

8月21日より、中国で初となる都市中心部における自動運転タクシーの実験が滄州市で開始され、16歳から65歳までの滄州市民の利用が可能となった。この自動運転タクシー（Robotaxi）は、百度Apolloと雲図科技の共同運営で、スマートフォンの百度地図アプリから無料で利用でき、滄州市中心部にある高速鉄道駅、ホテル、ショッピングセンター、学校、公園、博物館等55のスポットに繋がっている。

現段階では、30車両が滄州市中心部に投入されており、各車両の運転席と助手席には2名の安全員が乗車し、乗客は後部座席に2名までとなり、原則移動中の途中下車はできない。



百度によると、今回の滄州市中心部における交通量の多い地域で多くの走行データを収集し、今後徐々に調査地域を拡大し、全国展開につなげるようだ。

移動式PCR検査実験室が完成

滄州融泰電子機箱有限公司による新型肺炎PCR検査生物移動実験室が完成した。この移動実験室はインドネシアへ納入され、現地では新型コロナウイルス、バスター等のサンプル採取・PCR検査、汚物処理など全ての作業を行う。1台当たりの製造価格は



300万元となっており、インドネシアではこの移動実験室を10台発注している。この移動実験室は大型コンテナに似ており、内部面積は28㎡で、北京の企業が自主開発した発明特許製品である「PCR検査安全システム装備」が搭載されている。この装備は中国のこれまでの新型コロナPCR検査において非常に重要な役割を發揮した。この実験室の利点は何といても「移動式」であることで、同様の実験施設を建設しようとする1か月以上かかってしまうが、この移動実験室は直ちに疫病発生地に投入し検査を開始することができる。



大口径シールドマシンを蕭山で製造

8月31日、直径13.46メートル、重さ約3,200トンの大口径シールドマシン(トンネル掘削機)が、蕭山經濟技術開發区の浙江中鉄工程裝備有限公司杭州基地でラインオフし、杭州市の道路改造プロジェクトの現場で使用されることとなった。これは浙江省で製造される最大口径の泥水加圧式シールドマシンである。



現在、全世界のシールドマシンの約80%の需要が中国にあり、浙江省においても交通インフラ建設でその需要が非常に高まっている。浙江中鉄工程裝備有限公司は2018年に蕭山經濟技術開發区へ進出し、浙江省最大の自社知的財産権を有すハイエンド地下建機メーカーを設立した。

地下鉄空港線の建設状況

建設が進められている杭州地下鉄空港線(エアポートエクスプレス)は全長58.5キロメートルで、15の駅が設けられ、うち14駅が乗換駅となる。現在は急ピッチで建設が進められており、2022年9月に杭州で開催されるアジア競技大会の開催前に全線開通する予定である。

路線は未来科技城、城西居住区、西湖文化広場商業センター、城東新城、蕭山科技園、空港新城等主なエリアを通過し、杭州西駅、杭州東駅、杭州蕭山国際空港等と繋がり、杭州西駅から杭州蕭山空港までは45分交通圏内となる。

蕭山で初めての5Gスマートバスが運行開始

一定期間の試験走行を終え、5G技術を搭載した

万向電動汽車有限公司の純EVバス2台が乗客を乗せて正式に運行を開始した。運行路線は鴻寧路駅から蕭山城南駅の705号線。



この特徴は、錢江世紀城エリアを走行中に、自動的に前方の信号状態の情報を取得し、車両の推奨速度を計算し、また後部ディスプレイで後続車に対し、信号変化の秒数を表示する。

蕭山に鉅山跡地を利用した深坑ホテルを建設

杭州市規画与自然資源局は、蕭山区の空港新城地区に鉅山跡地を利用した深坑ホテルを中心としたプロジェクト計画案を発表した。



このプロジェクトは杭州蕭山国際空港の東側にある深さ40メートルの鉅山跡地を利用したホテルを中心に、地質公園、航空宇宙をテーマとする施設、遊園地、スポーツセンター、美術館、劇場、映画館、レストラン等を建設する。

2018年には上海で深坑ホテルが既に関業しており、このプロジェクトが実現すると中国で2番目のケースとなる。

レポーター:常州国家高新技术产业开发区 商务局 副局长 馬咏梅



大阪・常州間の直行便及び隔離状況

常州高新区は、日系企業及び中国へビジネスで訪れる日本人に対し、より良いサービスを提供するために大阪/関空と常州間の直行便

就航申請を行い、8月2日から就航が認可された。

便 名：9C6396 関空/常州(16:55/18:50)

航空会社：春秋航空

座席数：180席

就 航 日：每週金曜日



フライトが常州空港に到着した後、乗客はまずPCR検査を受け、その後税関手続きを経て空港の出口へ向かう。出口では、各政府部門からの派遣で編成された感染予防チームの誘導で、バスに乗り指定の隔離ホテルに行き、14日間の隔離が行われる。ちなみに、隔離するホテルは、中国人専用と、外国人専用に分けて対応している。

常州高新区の感染予防隔離特別作業チームは、公安、特別警察、保健委員会、商務局、区内各医療機関等の様々なスタッフで構成されており、チームは隔離ホテルに常駐する。この専門チームは、常州市で隔離された人々を最も多く受け入れており、豊富な経験を蓄積し、完全で成熟したシステムを形成しており、この実績は他都市からも注目されている。

また、この作業チームは常州市で唯一、商務局の外国語スタッフを特別に配置し、外国人隔離者に外国語サービスを提供している。 商務局の外国

語スタッフは隔離ホテルに長期間滞在し、空港に到着してから、隔離期間が終了するまで24時間体制でサービスを提供している。このスタッフは、外国人対象者と常にWeChatや電話などを通じコンタクトを取り、隔離期間中の要望に応じている。

8月2日初便以来、常州高新区は約100名の外国人を受け入れ、現在28名が隔離されており、常州市内で最も多くの外国人人員を受け入れている地域となった。隔離されている外国人の多くは、上海、蘇州、南通、無錫、鎮江など常州周辺に集中しており、天津や武漢などの遠方からの人もいる。

航空便が就航するに伴い、外国人乗客の比率は徐々に高まっており、現在、1 便当たり平均30人の外国人が搭乗している。

菱動電力設備有限公司が開業

常州濱江經濟開發區に設立した「菱動電力設備有限公司」の開業式が、8月28日午前盛大に開催された。同社は三菱重工業と雅柯斯電力科技开发有限公司(AKSAグループ：本社トルコ)の合弁企業で、主にデータセンター向け高出力ディーゼル発電機セットの製造を行う。



同社は1年前の2019年8月に設立していたが、新型コロナウイルスの影響で生産開始が遅れたが、当初計画していた年間125台の目標は達成できそうとの事である。

コロナ禍において久しぶりのビックプロジェクトが誕生した。



租税新政策で企業をサポート

新型コロナウイルスの海外での感染拡大は、中国国内の輸出企業に大きな打撃をもたらしている。揚州経済技術開発区の税務部門は積極的に租税新政策を利用し、輸出型企業の国内市場開拓に協力しており、その経営難に対応している。

その一例として、揚州栄徳新能源科技有限公司(以下同社)は、揚州総合保税区内に設立された輸出型企業で、登録資本7.1億元、従業員1,000名を有しており、主に太陽光発電モジュール及びその川上製品(多結晶シリコン他)等の生産と販売に従事しており、主な取引先はインド、マレーシア、シンガポール、ベトナム等で、販売収入の90%が輸出に頼っている。新型コロナが海外で感染拡大するにつれ、同社への発注が中断、見送り、延期され経営が行き詰ってしまった。同社の経営層は、この窮地から脱するため、国内市場の開拓を開始する事を決定したが、所在地が保税区であり、輸出業務がメインであったため、使用する原材料の仕入れ額が控除できずコストが上昇してしまう等、政策的な障害に見舞われた。そこで揚州経済技術開発区税務部門は、国の基準に基づいて、同社の増値税一般納税人の暫定資格申請取得に協力し、最終的に資格を取得して保税区外の企業と同等の待遇を受ける事ができるようになり、今ではフル生産するまで回復した。

このように揚州経済技術開発区は困難に面している入居企業に対し、様々な方法でその経営をサポートしている。

上記以外にも、開発区では引き続き感染拡大防止措置を講じると共に、企業の操業再開のために、サポート、サービス、保障を強化し、企業が困難を克服し、安定した成長が持続できるよう保証している。

開発区の国有資産监督管理局は、経済開発局と協力して、中小企業発展専用資金150万元を準備し、感染拡大期間中における区内企業の貸付金の利息補填に充てた。また緊急物資保障、感染防止物資調達資金及び感染防止物資製造設備資金、各種補填・減免・奨励等の措置を講じて企業のバックアップに努めている。

揚州市の高速鉄道時代到来！(先月の続報)

先月号で、連雲港から鎮江の高速鉄道線「連淮揚鎮鉄道」を紹介し、連雲港から淮安の区間は既に開通しており、淮安から鎮江までの区間は今年11月末に開通予定だと報告した。現在この区間の建設はほぼ終了し、9月1日には、この区間における軌道総合試験車両による試運転と検査を同時に行った。今回の試験は、丹徒駅を出発し、時速120キロで揚州区間に入り、その後揚州東駅を通過しそのまま北上し試験を継続した。



揚州東駅を通過する試験車両

今後は、高速鉄道専用列車、貨物列車、総合検査列車等により、多岐にわたる総合的検査を行い、予定通り11月末までには正式に開通する予定である。「連淮揚鎮鉄道」の全長は304.5キロメートルで、うち揚州区間は132キロメートル、区内に4つの駅があり、開通後は鎮江を経由して上海-南京高速鉄道に繋がり、揚州から上海までの所要時間は1時間40分と、揚州の交通条件が飛躍的に向上する。また、この鉄道の開通により、江蘇省全体の経済的融合发展を促し、長江デルタの高いレベルの一体化した発展に非常に重要な作用をもたらすことになる。



江門市の戸籍政策改革

6月5日、江門市政府常務会議にて、「江門市の戸籍制度改革推進計画」を審議、承認し、7月5日から保険加入、居住期間、就業年限等の戸籍登録制限を全面的に廃止することとなった。広東省外からの転入者に対しては、最速15分で移転許可証を発行し、広東省内からの移転者については、最速30分で戸籍簿をプリントアウトすることができる。統計によると、8月23日までに転入した人は4,149名で前年49.95%の増加となった。その内、居住・就業・起業での転入が最も多く、2,596名と全体の62.57%を占める。うち18歳以下は1,819名で43.84%を占めた。

新たな戸籍転入許可政策が実施され、一般の居住者或いは就業者はその日のうちに住宅賃貸契約或いは雇用契約に調印し、同日中に戸籍登録することが可能となる。一定の学歴を有する者やその親、子、配偶者も転入することが可能となり、戸籍登録における区域、条件、資料、人員の自由化が実現し、全面的に戸籍登録制限を撤廃した。

同時に最も大きな問題である、「定住住所問題」も解決した。江門市及びその管轄地区に法的所有権を持たない申請者は、雇用単位、社区、または親戚や友人の家に住所を構えることができる。

住民身分証明書、戸籍簿及び住居、就職、起業、親族、学歴などいずれかの証拠資料を有していれば、その他の証明資料を提出する必要が無い。新たな政策が実施され、江門市は広東省内で最も入居基準が低い都市のひとつとなった。

江門市 上半期の経済状況

今年上半期、新型コロナウイルスの感染拡大がもたらした厳しい試練と、国内外の複雑で変化する環境において、江門市は中央及び省の意思決定と展開を断固として実施し、流行の予防と制御の正常化と経済的、社会的発展の科学的な調整を行い、徐々に安定を取り戻している。

2020年上半期の江門市の地域GDPは、前年同期比(以下同)3.8%減の1,433.5億元だった。その内、第一次産業は0.5%増の102.19億元、第二次産業は

7.5%減の604.38億元、第三次産業は0.7%減の726.93億元だった。

工 業	一定規模の工業付加価値は6.9%減の476.35億元だった。分類別では、国有企業と国営企業が15.8%増加し、外資系企業と香港、マカオ、台湾系企業が5.4%減少した。企業規模では、大企業が9.4%、小型企業が10.8%それぞれ減少し、中型企業は1.2%増加した。全市の工業用電力消費量は3.4%減少した。
投 資	固定資産投資は1.2%増加し、その内、国有投資は23.5%増加、民間投資は4.2%減少。産業別では、第一次産業が58.9%減少、第二次産業が14.6%減少(うち製造業への投資は14.7%減少)し、第三次産業が11.8%増加した。
消 費	社会消費財小売総額は10.8%減の517.52億元で、事業地域別では、都市部では10.1%減少し、農村部は13%減少。消費分類では、商品小売が9.8%減少、飲食業収入が19.0%減少した。
貿 易	輸出入総額は9.2%減の636.2億元で、うち輸入は2.8%減の136.9億元、輸出が10.9%減の499.3億元だった。
財政と税務	地方一般公共予算収入は4.9%減の120.24億元。市の税収は13.7%減の224.4億元だった。
金 融	6月末時点での全市金融機関の預金残高(外貨を含む)は、11.9%増の5,455.84億元、金融機関の外貨貸付残高(外貨を含む)は19.5%増の4,151.48億元だった。
消費価格	消費者物価は4.6%上昇し、第1四半期から0.7ポイント下落した。このうち、消費財の価格は7.6%上昇し、第1四半期から1.5ポイント低下、食品、タバコ、アルコールは14.7%上昇し、第1四半期から2.4ポイント下落した。

〈中国短信〉

◆上半期の地方GDP出揃う

2020年上半期(1～6月)の中国31省・直轄市・自治区のGDP(域内総生産)が出そろった。新型コロナウイルスの影響を色濃く受けた第1四半期からの回復基調が続き、上半期では16省(市区)が前年同期を上回る結果となった。

首位は、広東省の4兆9,234億元(前年同期比2.5%減)で、2位以降は江蘇省、山東省、浙江省、河南省が続いた。

成長率が最も高かったのはチベットの前年同期比5.1%増で、新疆の3.3%増、貴州と甘粛の1.5%増が続いた。

新型コロナウイルスの発生源となった武漢市がある湖北省は、企業再開が他省より1ヵ月以上遅れたことが要因となり、前年同期比19.3%減と唯一の2ケタマイナスとなったものの、第1四半期の39.2%減から減少幅は19.9ポイント縮小し、下半期も回復が見込まれている。

上半期の都市別(直轄市を含む)GDPトップ10は、上位から上海市、北京市、深圳市、重慶市、広州市、蘇州市、成都市、杭州市、南京市、天津市の順となった。

◆新エネ車の参入規制緩和へ

中国工業情報化部は7月30日、「新エネ車生産企業及び製品参入許可管理規定の改定に関する決定」を発表した。規制は2017年1月6日に公布され、新エネ車産業が当時直面していた参入障壁の低さや製品安全リスクの顕在化などを解消するため管理要求を厳格化していたが、今回の改定で緩和されることとなった。改定は2020年9月1日から施行される。

今回の改定で設計開発能力が参入条件から除外されたため、受託生産に参入しやすくなった一方、生産能力、品質管理能力、アフターサービス能力が問われる点は変わらない。

中国の新エネ車(ほぼEV)をめぐっては、今年に入り新型コロナウイルスの拡大や補助金支給基準の厳格化などを背景に、今年上半期の販売台数が前年同期比37%減の39万台と低迷し、新興EVメーカーの中には、拜騰汽車(バイトン)、前途汽車、博郡汽

車をはじめ破綻や資金繰りの悪化が表面化しているところも出ている。

◆中国ビザが緩和 インビテ不要に

在日中国大使館は8月22日以降、有効な居留許可証を保有する日本人を対象に、中国の査証(ビザ)申請条件を緩和した。

有効な居留許可証(「就業(中国語: 工作)」、「人道的な理由(私人事務)」、「家族滞在(团聚)」に限る)を保有し、且つ申請する訪中事由が一致していれば、査証申請に必要なだった地方政府(外事弁公室等)の招聘状(インビテーション)の提出が不要で、中国ビザ申請サービスセンター(東京、大阪、名古屋)及び領事館にて手続きが可能となる。

出張者など居留許可証を保有していない場合、地方政府の招聘状が引き続き必要となる。

今回の緩和で、新型コロナウイルスの影響で春節の一時帰国後、中国に渡航できなかった日本人駐在者の中国帰任が後押しされることが期待される。一方、中国行き航空機のチケットは入手難が続いており、各航空会社による増便が求められる。

※近日査証を受理する条件を発表することに関する通知(中国駐名古屋総領事館・中国語原文)

<http://nagoya.china-consulate.org/chn/zlgyw/t1808317.htm>

和訳文(外務省HP)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=96978>

＜中国ビザ申請サービスセンター(名古屋)の連絡先＞

受付時間	毎週火・金(10:00～14:00) ※中国及び日本の祝日を除く
問い合わせ	電話: 052-228-0128 / メール: 名古屋センター: nagoyacenter@visaforchina.org

◆武漢でモーターショーが開催

第18回華中国際モーターショーが8月13日～17日の5日間、湖北省・武漢の国際博覧センターで開催された。コロナ発生後に武漢市で行われた初の大規模イベントで、中国内外に同市が正常化したことを印象付けた。

モーターショーは、7月に四川省・成都で今年初めてのオフライン開催がされ、今後も雲南省・昆明のモーターショー(8月27日～31日)や、国内最大規模の北京モーターショー(9月26日～10月5日)がオフラインで開催を予定している。

◆フォーチュン500社番付、米中逆転

米経済誌・フォーチュンは8月10日、“20年版フォーチュン・グローバル500”（2019年の売上高ランキング）を発表した。ウォルマートが7年連続の首位となり、中国企業は3社がトップ10に入った。

企業数では中国企業が124社（香港企業7社含む）と、米国企業（121社）を初めて上回った。3位の日本は53社がランクインした。

EC（ネット通販）関連では、中国企業から京東集団（JD.com）が102位、アリババ集団が132位、 Tencent（騰訊控股）が197位にランクインした。

フォーチュン・グローバル 500 トップ 10 企業

	会社名	売上高
1	ウォルマート（アメリカ）	523,964
2	中国石油化工集団（中国）	407,009
3	国家电网（中国）	383,906
4	中国石油天然気集団（中国）	379,130
5	ロイヤル・ダッチ・シェル（オランダ）	352,106
6	サウジアラムコ（サウジアラビア）	329,784
7	フォルクスワーゲン（ドイツ）	282,760
8	BP（イギリス）	282,616
9	アマゾン（アメリカ）	280,522
10	トヨタ自動車（日本）	275,288

※2020年フォーチュン・世界トップ500ランキング
http://www.fortunechina.com/fortune500/c/2020-08/10/content_372148.htm

◆2019年の研究開発費 4年連続で2桁増

中国国家统计局は8月27日、2019年の中国の研究開発（R&D）費が前年比12.5%増の2兆2,143億6,000万元（約3,129億ドル）になったと発表した。伸び幅は前年より0.7ポイント上昇し、4年連続の2桁増となった。

研究開発費の対GDP比は前年より0.09ポイント上回る2.23%と過去最高となった。第13次5カ年計画では、2020年までに研究開発費の対GDP比を2.5%まで増やすとしており、目標に一步近づいた。2013年以降、中国の研究開発費総投入額は、米国に次ぐ2位を維持し、その差も縮まった。

基礎研究費が拡大

研究開発費の内訳は、基礎研究費1,336億元（前年比22.5%増、以下同）、応用研究費2,499億元（14.0%増）、開発費1兆8,310億元（11.7%増）で、全体に占める割合はそれぞれ6.0%、11.3%、82.7%だった。

中国は利益に結び付く保障のない基礎研究を敬遠する風潮があり、先進国（約15.0～20.0%）と比べて

基礎研究費の割合が極端に低い傾向があったが、近年は見直され拡大傾向にある。基礎研究費は、2011年の411億元から、2016年の820億元と5年で倍増し、2019年には3倍増と急激な拡大を見せている。

産官学では企業が牽引

研究開発費の「産官学」別の内訳では、企業1兆6,922億元（11.1%増）、政府系研究機関3,081億元（14.5%増）、大学1,797億元（23.2%増）で、全体に占める割合は、それぞれ76.4%、13.9%、8.1%だった。

財政支出は1兆円を突破

財政支出も増加傾向にある。2019年の財政支出は前年比12.6%増の1兆717億元となった。うち、中央からの支出が11.6%増の4,173億元で、地方からの支出が13.2%増の6,544億元となった。

◆宝武が再編 粗鋼生産量世界首位へ

宝武鋼鉄集団（上海）が8月21日、太原鋼鉄集団（山西省）の株式51%を無償で譲り受け、傘下に置くと発表した。

太原鋼鉄はステンレス鋼の国内大手で、2019年の粗鋼生産量は1,086万トンだったことから、今回の再編で2019年の粗鋼生産量は合計で1億トンを超え、アルセロール・ミタルを抜き世界首位となった。

宝武鋼鉄集団は、2016年12月に宝鋼集団と武漢鋼鉄集団が統合して以降、馬鋼集団（安徽省）、重慶鋼鉄（重慶市）など、買収が続いていた。ステンレス技術の保有によって海外事業の拡大が見込まれており、同社の鉄鋼業界への影響力は更に高まる可能性がある。

2019年粗鋼生産量 トップ 10

	企業名（国名）	粗鋼生産量（万トン）
1	アルセロール・ミタル（ルクセンブルク）	9,731
2	宝武鋼鉄集団（中国）	9,547
3	日本製鉄（日本）	5,168
4	河鋼集団（中国）	4,656
5	ポスコ（韓国）	4,312
6	江蘇沙鋼集団（中国）	4,110
7	鞍山鋼鉄集団（中国）	3,920
8	建龍集団（中国）	3,119
9	タタ製鉄（インド）	3,015
10	首鋼集団（中国）	2,934
40	太鋼集団（中国）	1,086

情報元：世界鉄鋼協会

中国経済データ

＜ご注意＞

伸率は前年同期比を％で表示。減少は▲または－で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易（日本側統計）

単位：億円、％

年月	輸 出		輸 入		差 引	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	備 考
2013年	126,252	9.7	176,600	17.4	▲50,348	赤字拡大
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字縮小
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年	146,814	▲7.7	184,337	▲3.9	▲37,523	赤字拡大
2020年8月	12,616	5.1	13,192	▲7.0	▲576	赤字縮小
2020年1-8月	93,654	▲1.0	112,514	▲7.0	▲18,860	赤字縮小

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

8月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構成比
輸出	総額	52,327	100.0
	アメリカ	9,369	17.9
	E U	4,763	9.1
	アジア	30,788	58.8
	うち中国	12,616	24.1
	総額	49,844	100.0
輸入	アメリカ	5,637	11.3
	E U	5,573	11.2
	アジア	25,776	51.7
	うち中国	13,192	26.5
	総額	49,844	100.0
	アメリカ	5,637	11.3

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

8月の主な増減品目

単位：％、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1 半導体等製造装置	35.6	2.3
		2 非鉄金属	81.4	2.1
		3 自動車	29.0	1.3
	減少	1 有機化合物	▲34.5	▲1.5
輸入	増加	1 電算機類(含周辺機器)	32.3	2.8
		2 通信機	26.8	1.9
		3 織物用糸・繊維製品	40.7	1.2
	減少	1 衣類・同付属品	▲27.1	▲3.5
		2 電算機類の部分品	▲30.9	▲0.6
		3 自動車の部分品	▲30.1	▲0.6

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、％

年月	輸 出			輸 入			差 引	
	金 額	伸 率	全国比	金 額	伸 率	全国比	金 額	備 考
2013年	23,913	16.1	18.9	20,971	7.5	11.9	2,942	黒字拡大
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小
2020年8月	2,314	3.1	18.3	1,433	▲18.2	10.9	882	黒字拡大
2020年1-8月	18,367	0.5	19.6	12,373	▲17.5	11.0	5,994	黒字拡大

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港

国際空港：中部空港、静岡空港

8月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金額	構成比
輸出	総額	12,049	100.0
	アメリカ	3,261	27.1
	E U	1,533	12.7
	アジア	4,852	40.3
	うち中国	2,314	19.2
	総額	5,964	100.0
輸入	アメリカ	584	4.8
	E U	608	5.0
	アジア	3,217	26.7
	うち中国	1,433	11.9
	総額	5,964	100.0
	アメリカ	584	4.8

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

8月の主な増減品目

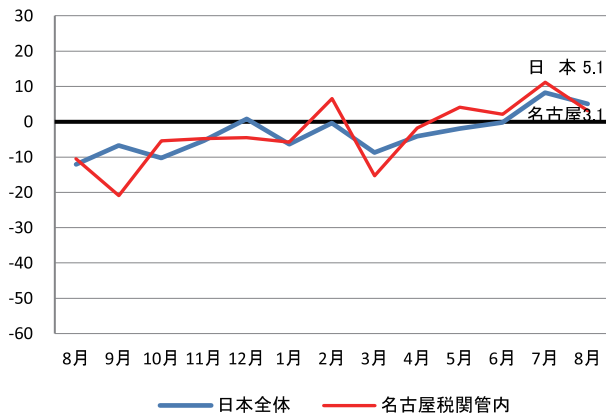
単位：％、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1 自動車の部分品	14.0	2.5
		2 自動車	78.7	2.2
	減少	1 有機化合物	▲64.3	▲1.3
輸入	減少	1 衣類及び同付属品	▲29.9	▲4.5

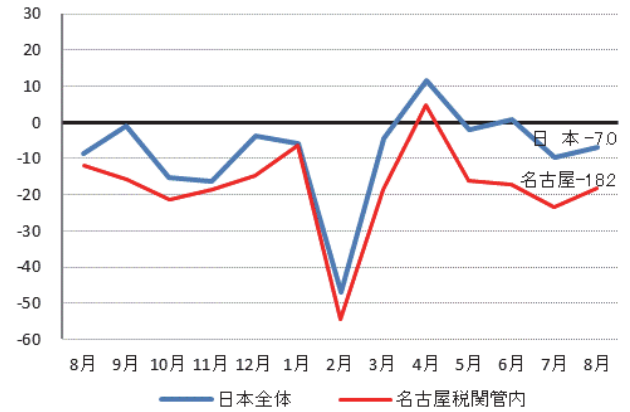
出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

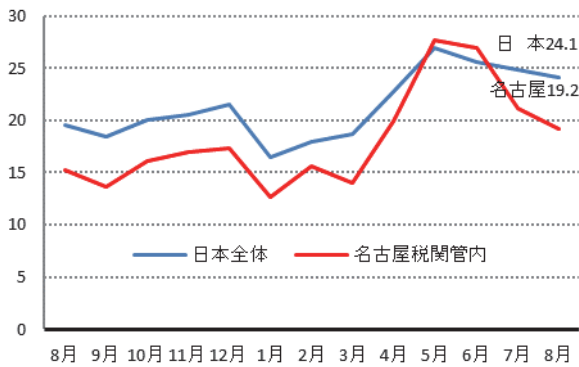
中国への輸出額の月別伸率(%)



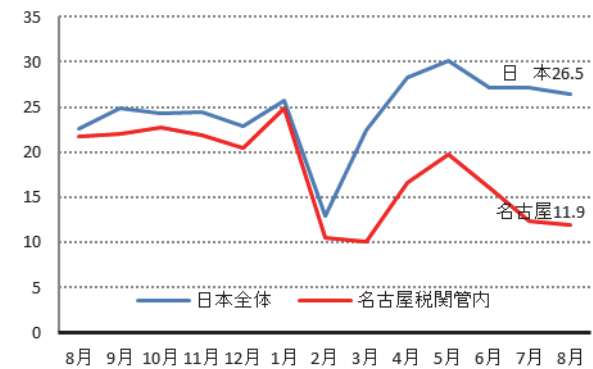
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸 出		輸 入	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率
2014年	23,427	6.1	19,602	0.4
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年	24,984	0.5	20,769	▲2.8
2020年8月	2,353	9.5	1,763	▲2.1
2020年1-8月	15,716	▲2.3	12,826	▲5.2

出所：中国税関総署

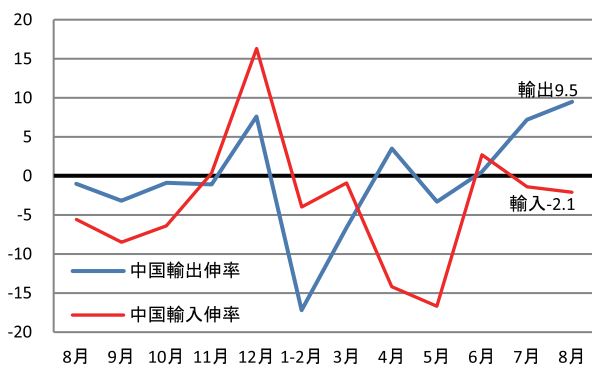
中国の外資導入

単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

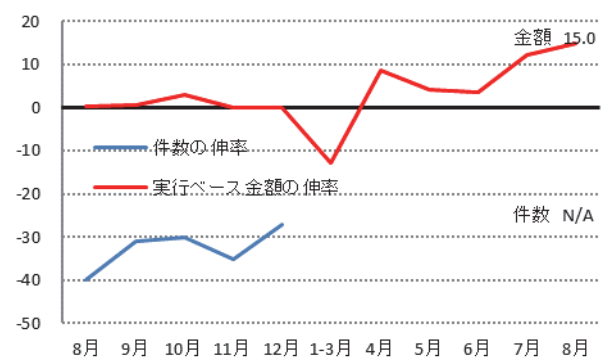
年 月	件 数		実行ベース金額	
	件 数	伸率	金 額	伸 率
2014年	22,773	4.4	1,195.6	1.7
2015年	23,778	11.8	1,262.7	5.6
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年	40,888	▲32.5	1,381.4	2.4
2020年8月	N/A	N/A	120.3	15.0
2020年1-8月	N/A	N/A	890.0	▲0.3

出所：中国商務部 ※金融セクターを除く。
(一部、商務部のデータを参考に独自算出)

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入の月別伸率(%)



中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

	8月	1-8月
消費者物価指数	2.4	3.5
うち都市	2.1	3.2
農村	3.2	4.4
うち食品	11.2	15.2
食品以外	0.1	0.5
うち消費財	3.9	5.2
サービス	▲0.1	0.7

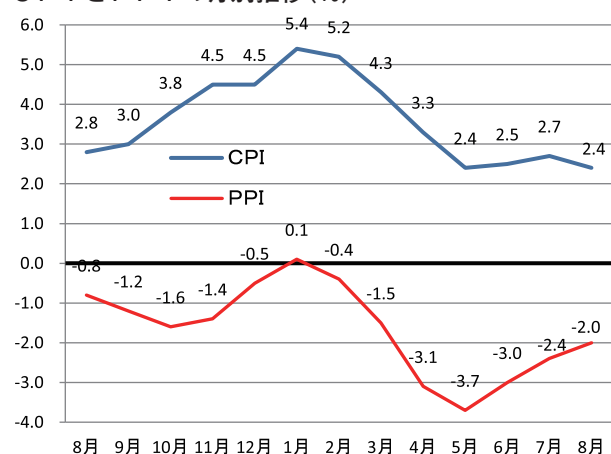
出所：中国国家統計局

工業生産者物価指数PPI (%)

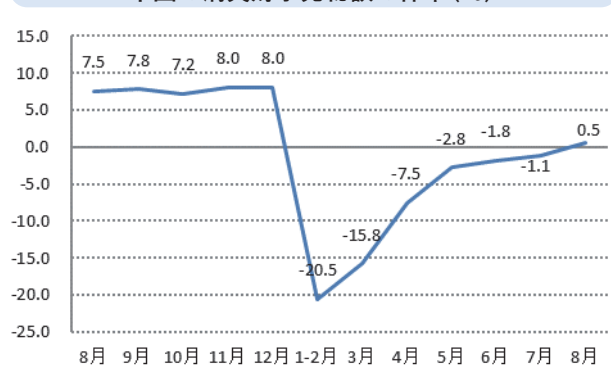
	8月	1-8月
工業生産者物価指数(PPI)	▲2.0	▲2.0
うち生産資材	▲3.0	▲3.0
うち採掘	▲5.8	▲6.1
原材料	▲6.4	▲6.1
加工	▲1.4	▲1.6
生活資材	0.6	0.9
うち食品	3.1	3.9
衣類	▲1.3	▲0.7
一般日用品	▲0.4	▲0.2
耐久消費財	▲1.5	▲1.8
工業生産者仕入物価指数	▲2.5	▲2.7
うち燃料、動力類	▲9.8	▲8.4

※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数
出所：中国国家統計局

CPIとPPIの月別推移(%)



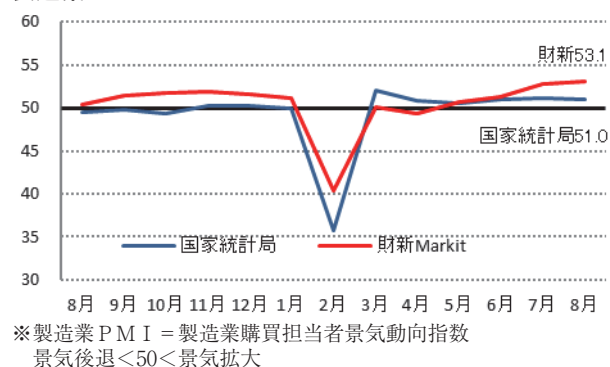
中国の消費財小売総額の伸率(%)



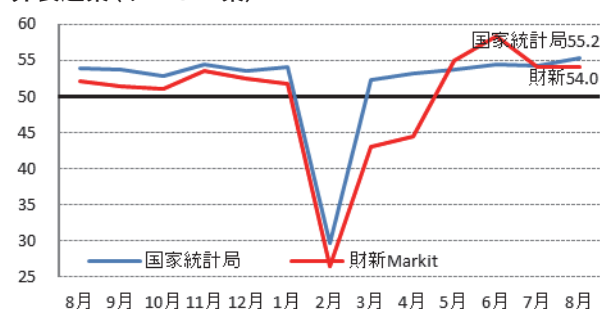
出所：中国国家統計局

中国の景気先行指数

製造業PMI



非製造業(サービス業)PMI

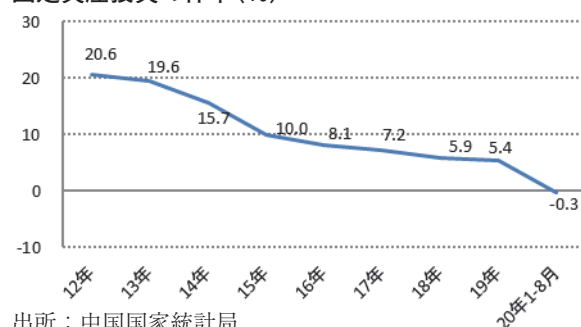


中国の固定資産投資

1-8月分の固定資産投資

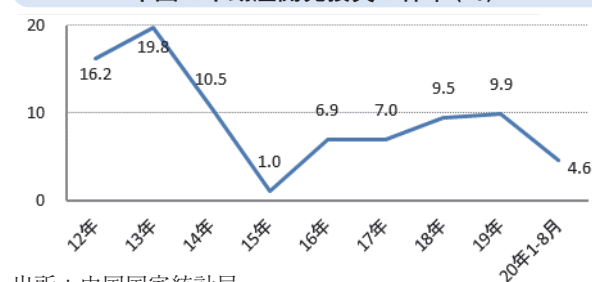
		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		378,834	▲0.3
産業別	第一次	11,063	11.5
	第二次	112,122	▲4.8
	第三次	255,649	1.4
地域別	東部	N/A	1.8
	中部	N/A	▲6.3
	西部	N/A	2.7
	東北	N/A	2.2

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

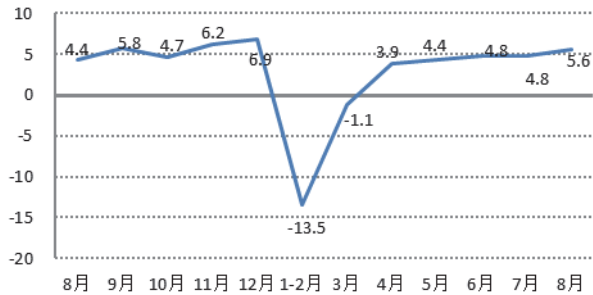
中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	8月	1-8月
一定規模以上の工業生産	5.6	0.4
内訳 鉱業	1.6	▲1.0
製造業	6.0	0.9
電気・ガス・熱・水生産供給業	5.8	0.3
内訳 国有企業	5.2	0.1
株式制企業	5.8	0.8
外資系企業	5.3	▲0.7
私営企業	5.7	1.3

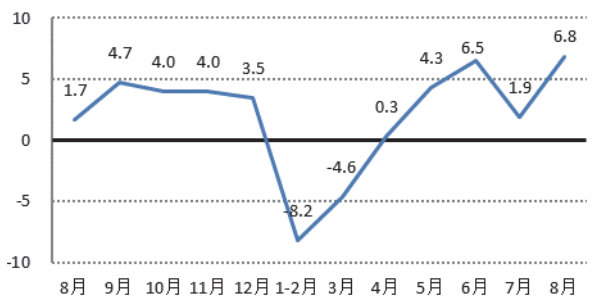
出所：中国国家統計局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



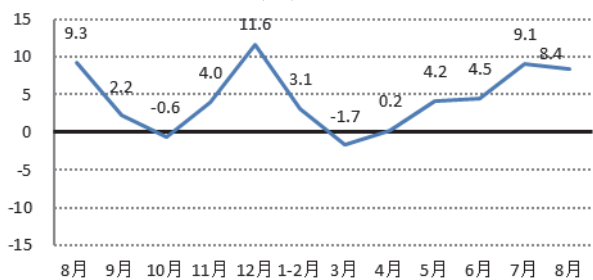
出所：中国国家統計局

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



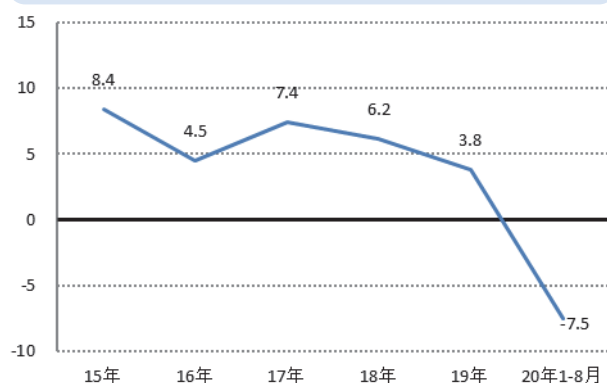
出所：中国国家統計局

粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

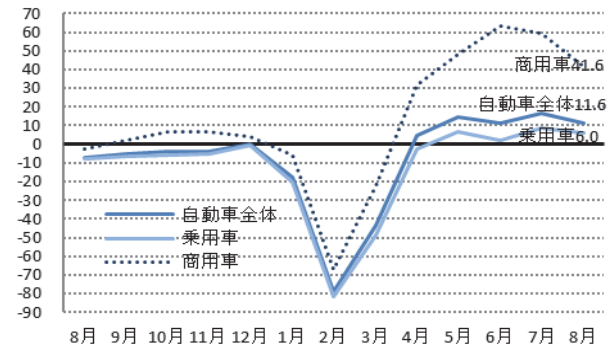
中国の自動車販売台数

台数：万台

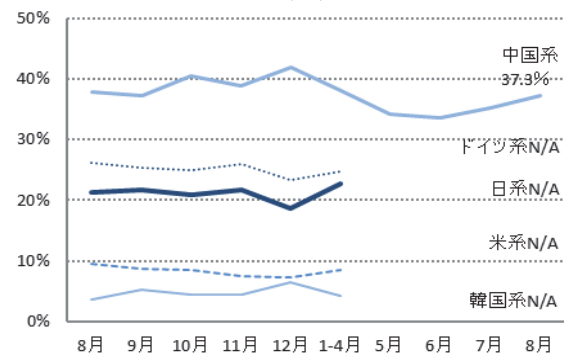
年月	自動車	
	乗用車	商用車
2014年	2,349	379
2015年	2,460	345
2016年	2,803	365
2017年	2,887	416
2018年	2,808	437
2019年	2,576	432
20年8月	219	43
20年1-8月	1,455	326

出所：中国汽车工業協会 ※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

自動車販売台数の月別伸率(%)

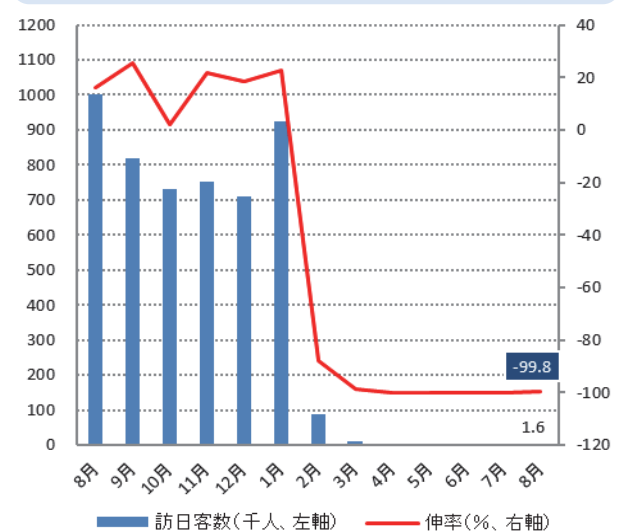


日系乗用車のシェア推移(%)



出所：19年4月～5月、20年1-8月：中国汽车工業協会
19年6月～12月：MarkLines Data Center

中国からの訪日旅行客数



出所：日本政府観光局